

お客様各位

新型コロナウイルス感染症(COVID-19)に関する業界ガイドライン
に基づく岩手産業文化センター使用許可の条件について

令和 年 月 日
岩手産業文化センター
館長 佐々木 康夫

平素より、当施設をご利用いただき誠にありがとうございます。

当施設の運営につきましては、従来より県で示した方針(令和2年度5月26日改定)に基づいて行ってまいりましたが、この度、業界で新たに整理した「新型コロナ感染症拡大予防ガイドライン」に沿って運営を見直し、許可申請のあったお客様に対して産業文化センター条例第2条第3項の「指定管理者は、センターの管理上必要があると認めるときは、第1項の許可に条件を付することができる。」に基づき、感染拡大防止のために下記の通り許可条件を付すことにいたしました。

お客様には何かとご不便をおかけすることになりますが、なにとぞご協力をお願いいたします。

記

1、条件を付す目的:

- ① 集団感染を防ぐ
- ② 発生した場合、迅速に感染経路の把握に努める

2、付する許可条件:

- ① 開催告知や参加案内印刷物に、「入場の制限」を行うことを掲載すること。特に「体温が高い場合は入場を控えていただく」点は現場でのトラブル防止のため必ず掲載すること。

* 事前告知例文

《入場の制限について》

- ・入場口に体温を測定する装置を設置し、体温の高い(37.5度以上)方は入場を控えていただきます。
- ・ご来場のお客様には、マスクの着用をお願いします。
- ・感染拡大の兆候がある都道府県からいらしゃる方は、当該地域の自粛要請に従っていただきます。

- ② 主催者は、来館する主催者、出展者、支援スタッフ(総称して「主催関係者」)の氏名、連絡先が確認できる一覧表(様式1を参考)を事前(または当日)に作成し提出すること。 ■様式1
- ③ 施設利用日ごとに、会場側が主催関係者の検温、マスクの着用、アルコール消毒のチェックを行うこと。
- ④ 主催者は、来場者(催事の参加者で「主催関係者」を除く)の氏名、連絡先が確認できる一覧表(様式2を参考)を事前(または当日)に作成し提出すること。 ■様式2
- ⑤ 催事当日ごとに、主催者は来場者の検温、マスク着用、アルコール消毒のチェックを行うこと。

3、注意事項

- ① 感染者の発生状況によっては、公益上の理由により催事の有無にかかわらず休館となる場合があります。その際に主催者様に生じる損失に対し、会場側は責任を負いかねますので了知願います。
- ② 上記2-③、2-⑤確認時、体温が高い方は入場を控えていただきますが、マスク着用、アルコール消毒を拒否される方についても入場をお断りする場合があります。(個別の事情がある場合はご相談下さい)
- ③ 連絡先が記された一覧表は、保健機関が行う感染経路追跡のみに使用し、催事終了後一か月保管して裁断廃棄します。
- ④ 催事の実行に当たっては、それぞれの所属する業界の「感染症拡大防止ガイドライン」に従ってください。
- ⑤ 会場管理・運営者と十分な事前調整が必要なので、会場配置図や搬入のタイムテーブル等の企画を早期に提出してください。

以上